

## 明治大学における研究データの保存・開示等に関する内規

(目的)

**第1条** この内規は、明治大学における研究費の適正管理に関する規程（2007年度規程第41号）（以下「規程」という。）第3条第1項に基づき、明治大学における研究データの保存・開示等について必要な事項として次のとおり定める。

(定義)

**第2条** この内規において、研究データとは、論文や報告等の研究成果発表の根拠となった資料（文書、数値データ、画像等）、試料（実験試料、標本等）及び装置等であって、第三者による検証のために必要なものをいう。

(研究データの保存・開示等)

**第3条** 研究者は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形式で記録に残すよう配慮しなければならない。また、これらは、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

2 研究者は、研究データについて、必要と認められる場合はいつでも第三者に開示することができるよう、また、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

(研究データの保存期間)

**第4条** 資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、保管スペースの制約等の物理的に止むを得ない事情等がある場合には、各研究分野の特性に応じて、これと別の定めをすることができるものとする。

2 試料（実験試料、標本）や装置等の「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）や、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。また、各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。

3 保存する研究データの中に、個人データ等その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドライン等に従うものとする。

4 上記のほか、また、特定の研究プロジェクトに関する成果物の取り扱いについて、資金提供機関との取り決め等が別途ある場合には、その契約等

に従うものとする。

(研究データの保存・開示責任)

**第5条** 研究データの保存及び開示は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負うものとし、規程第8条に定める部局等責任者が研究者の研究データの保存及び開示を管理監督する。

2 研究代表者等は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動関わる研究データのうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能としておく、等の措置を講じなければならない。

3 研究代表者等の転出や移動に際して、部局等責任者はこれに準じた措置を講じなければならない。

(事務)

**第6条** この内規に関する事務は、研究推進部が行うものとする。

(内規の改廃)

**第7条** この内規を改廃するときは、倫理審査委員会の議を経なければならない。

附 則

この内規は、2016年（平成28年）3月8日から施行する。

附 則

この内規は、2017年（平成29年）3月9日から施行する。

附 則

この内規は、2022年（令和4年）6月30日から施行する。